

(奨励及び援助)

第五条 知事は、愛護団体が実施する事業を奨励するため愛護団体に対し、当該愛護団体が実施した事業の内容に応じ、奨励金を交付することができる。

2 所長は、愛護団体が実施する事業について必要な指導を行なうほか、愛護団体に対し、作業に必要な機械及び器具の貸与その他事業の実施に必要な援助を行なうものとする。

(事業の実績の報告)

第六条 愛護団体は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間内に実施した事業の実績を様式第二号による実績報告書により翌年の五月三十一日までに所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の報告書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を審査し、必要な意見を付して当該報告書を知事に提出しなければならない。

(表彰)

第七条 知事は、事業成績の優秀な愛護団体に対して、その功労に報いるとともに道路等の愛護の思想を普及高揚するため、表彰することができる。

2 前項の表彰は、表彰状を授与して行なうものとする。この場合において、知事は、副賞として金品を授与することができる。

3 知事は、道路等の愛護につき功労者がある場合において特に必要があると認めるときは、これを表彰することができる。

4 前項の表彰については、第二項の規定を準用する。
(その他)

第八条 この規程の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和四十三年七月十日から施行する。

(道路愛護治水施設保全奨励規程等の廃止)

2 道路愛護治水施設保全奨励規程(昭和七年四月鳥取県告示第百五十四号。以下「旧規程」という。)及び道路愛護治水施設保全奨励参加団体作業方法(昭和七年四月鳥取県告示第百五十五号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程施行の際、旧規程第三条第一項の規定により所轄土木出張所長に申出のあつた道路愛護会又は治水施設保全会で現に存するものについては、この規程第三条第二項の規定による結成届の提出のあつた愛護団体とみなす。

様式第1号

愛 護 団 体 結 成 届

年 月 日

殿

愛護団体の名称

代表者 住 所

氏 名

㊤

の愛護を目的として下記のとおり愛護団体を結成したので、
鳥取県道路治水施設愛護奨励規程第3条第2項の規定によりお届けします。

記

- 1 愛護団体の名称
- 2 結成年月日
- 3 構成人員
- 4 愛護団体に属する地域
- 5 主として事業を実施する道路又は治水施設の名称若しくは所在地又は区間若しくは地域
- 6 その他

様式第2号

愛護団体事業実績報告書

年 月 日

殿

愛護団体の名称

代表者 住所

氏名



別紙のとおり 年度中における事業の実績を鳥取県道路治水施設愛護奨励規程第6条第1項の規定により報告します。

Large empty rectangular box with a wavy bottom border, likely for a signature or stamp.

(別紙)

実施 年月日	参加人員			実施区間又は区域	実施の内容	使用資材及び経費	備考
	男	女	計				
計							

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】